

名古屋市公報	令和 3年 8月25日 第116号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長

目	次	ページ
規	則	
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第80号)	4
告	示	
○ 指定管理者の指定について	(ス市・スポーツ施設室) (第425号)	5
○ 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第426号)	6
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定並びに市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第427号)	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第428号)	9
○ 指定管理者の指定の変更について	(緑土・都市農業課) (第429号)	11
○ 土地区画整理に伴う町の区域の設定	(ス市・住民課) (第430号)	12
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第431号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第432号)	20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第433号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第434号)	25
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第435号)	27
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第436号)	28
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第437号)	29
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第438号)	30

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関 する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第439号)	32
--	----------	---------	----

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会臨時会の開催について		(第14号)	34
-------------------	--	--------	----

公 告

○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	35
○ 令和 3年度障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告	(人事・任用課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	49

規 則 の あ ら ま し

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則（第80号）

1 改正内容

令和 2年11月24日から新設する管理又は監督の地位にある職員の職について、管理職手当の区分を定めます。（附則第 5項関係）

2 施行期日

令和 3年 9月 1日から施行します。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 19 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第80号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 2 号中「区付参事」を「局付参事及び区付参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当規則の規定は、令和 2 年 11 月 24 日から適用する。

名古屋市告示第 425 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 3 年 8 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
瑞穂公園の公園施設	名古屋市中区錦二丁目 2 番13号 株式会社瑞穂 L O O P - P F I 代表取締役 岸 田 文 夫

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和23年 3 月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 426 号

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

令和 3 年 8 月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市下志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字下志段味字西新外 670 番地
- 3 設立認可の年月日
平成 4 年 9 月 8 日
- 4 変更の内容
事業施行期間を令和 6 年 3 月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
令和 3 年 8 月17日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 427号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定並びに市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 3項及び第58条の 8第 3項の規定に基づき、当該区域に係る令和 2年名古屋市告示第 8号により指定した拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和 3年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市港区七番町 1丁目 1番の一部
- 2 拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地
名古屋市港区七番町 1丁目 1番の一部
- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 428号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び指定の
解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。また、同法第11条第 2項の規定に基づき、平成27年名古屋市告示第 740号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 3年 8月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区長良町 1丁目95番 7の一部及び95番 8の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

^ひ砒素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 指定を解除する区域

名古屋市中川区長良町 1丁目95番 7の一部

5 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

^ひ砒素及びその化合物（土壤溶出量基準）

- 6 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌の追完調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが
確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 429 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 802 号（指定管理者の指定）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 3 年 8 月 20 日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
稲永公園野鳥観察館	名古屋市港区新船町 1 丁目 1 番地 東海・稲永ネットワーク	平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 430 号

土地区画整理に伴う町の区域の設定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市緑区の別図第 1 の区域において、令和 3 年 9 月25日から、次のとおり町の区域の設定をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 8 月20日

名古屋市長 河 村 た か し

区域を設定する町の名称及びその区域

1 名称

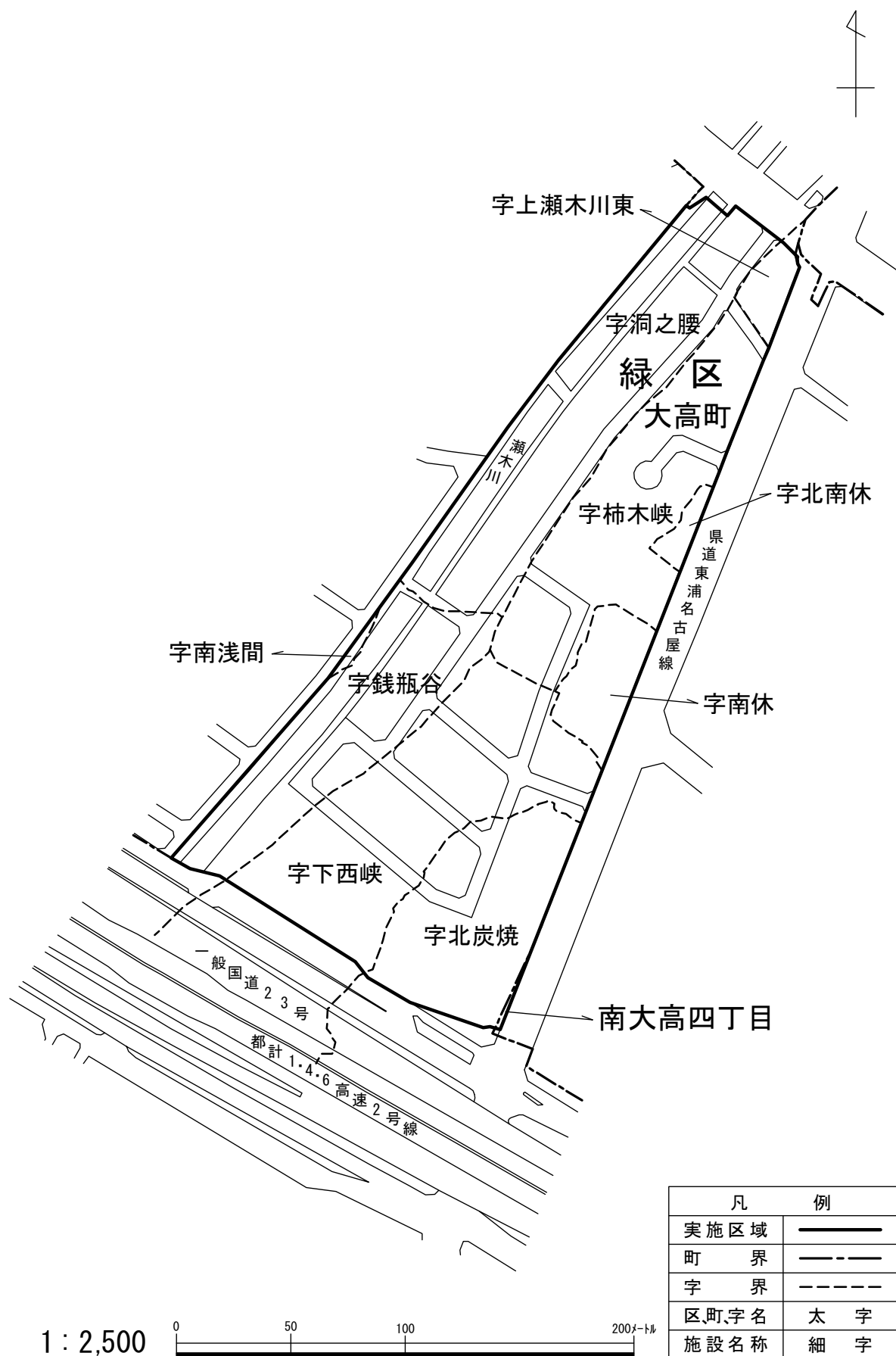
せ ぎ み な み
瀬木 南

2 区域

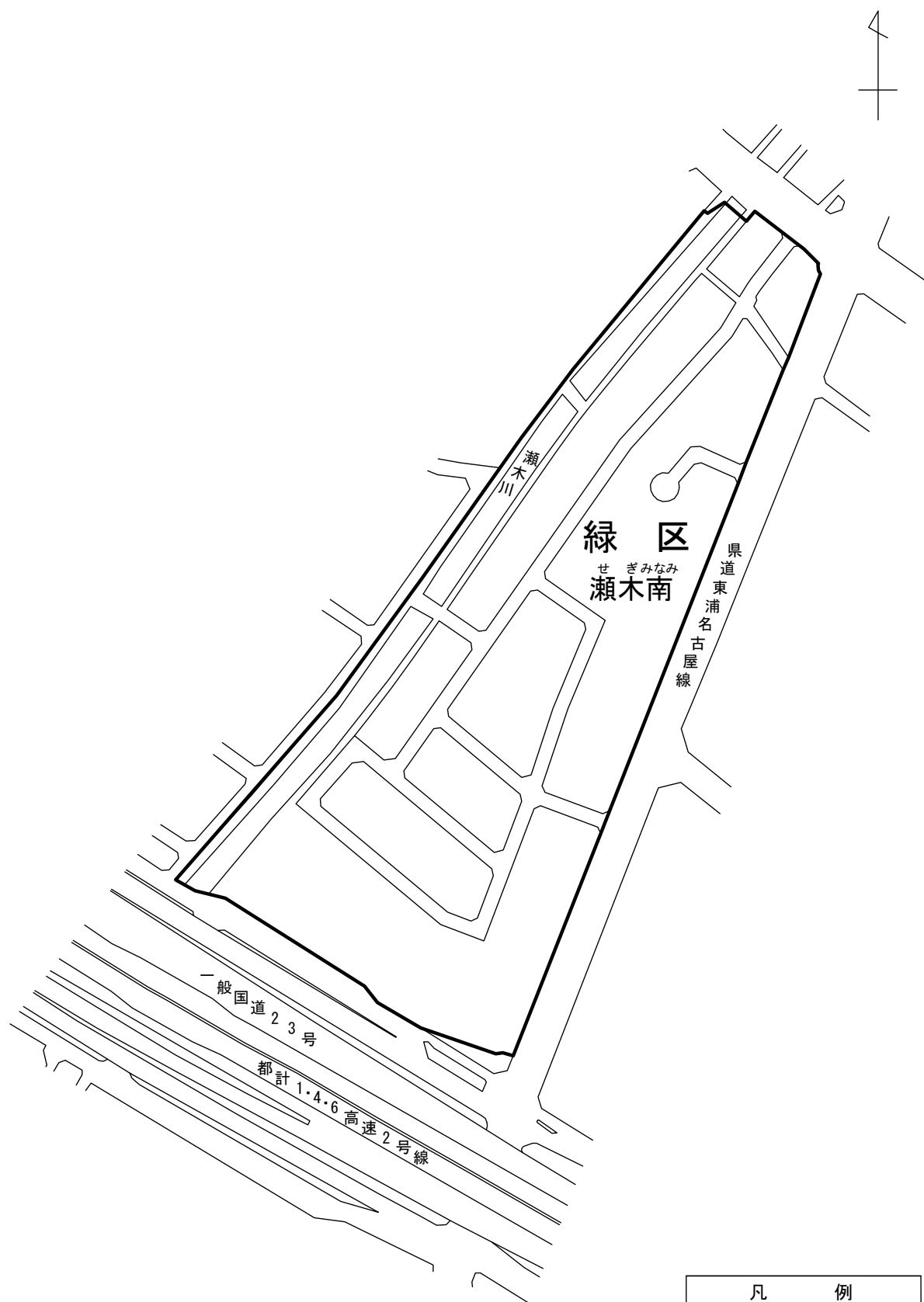
別図第 2 のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

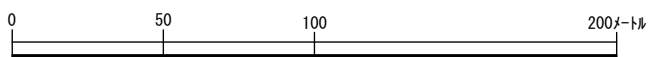
別図第1



別図第2



1 : 2,500



凡	例
実施区域	——
区、町名	太字
施設名称	細字

名古屋市告示第 431号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市中川区富川町 1丁目 1番 1地先（詳細は別紙 1及び別紙 2のとおり）

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・二―ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

鉛及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

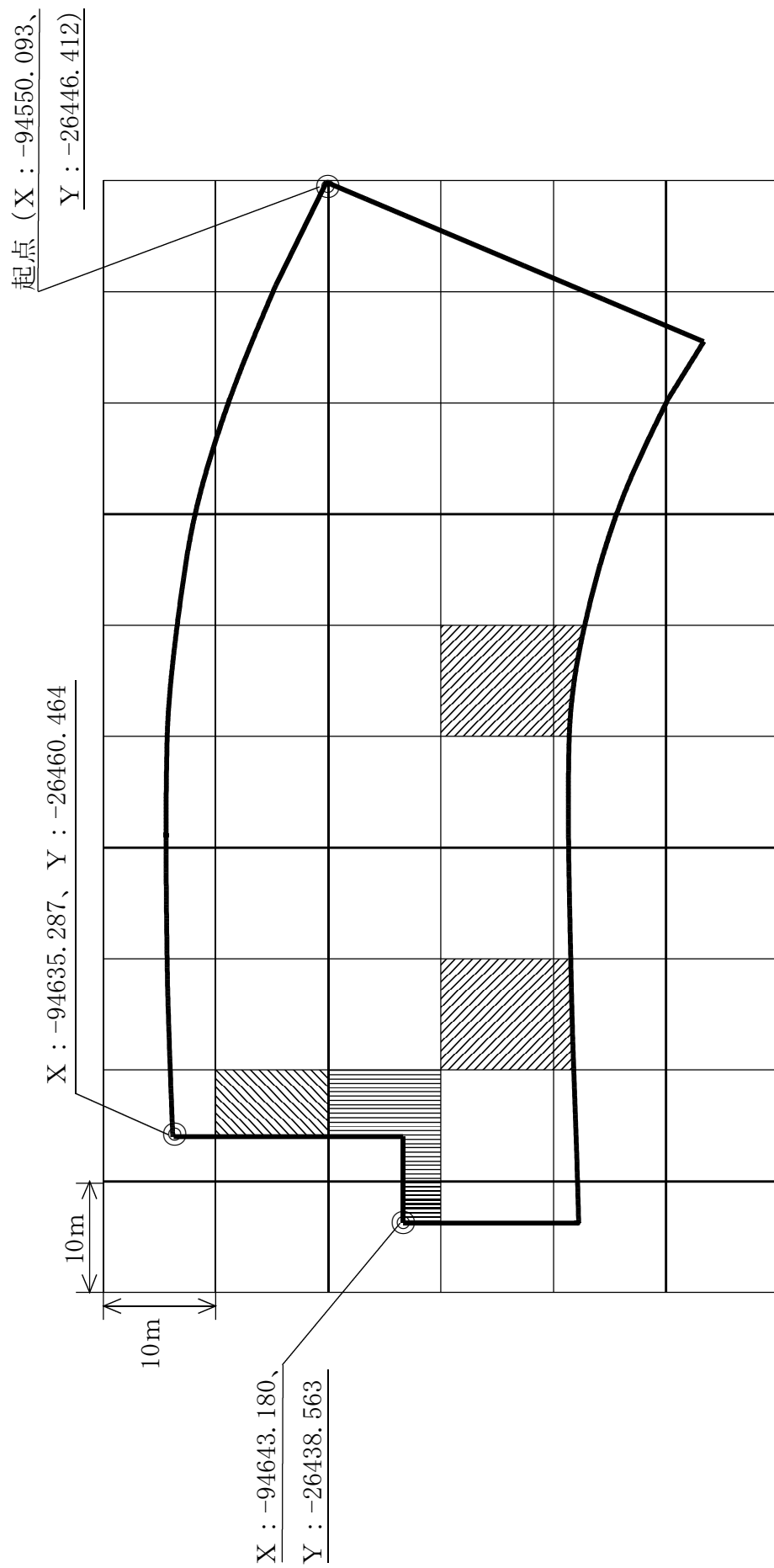
(1) 指定する区域

名古屋市中川区富川町 1丁目 1番 1地先（詳細は別紙 3のとおり）

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

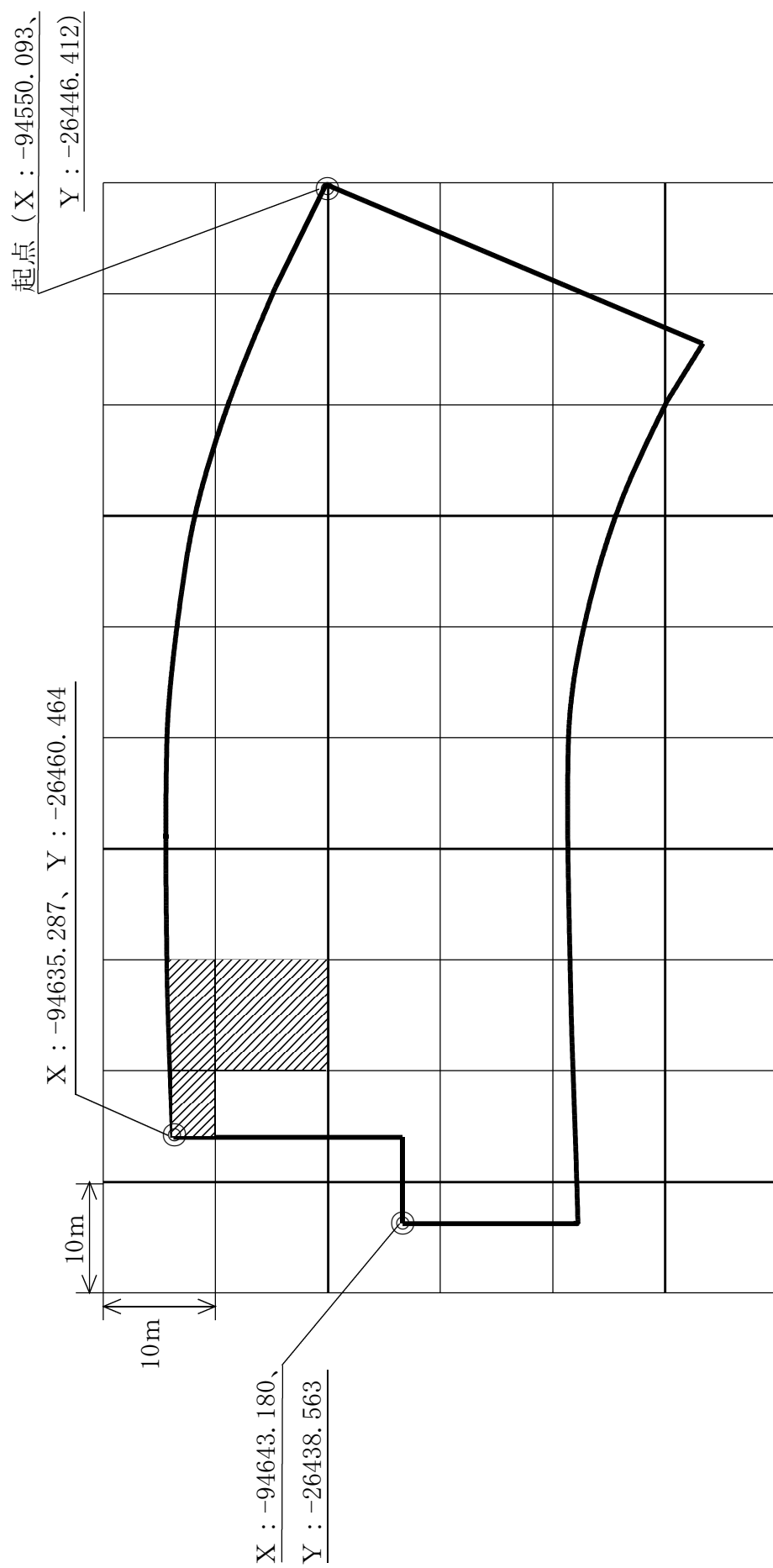


調査対象地

▨：拡散防止管理区域（クロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン（土壌溶出量基準不適合））

：拡散防止管理区域（テトラクロエチレン（土壌溶出量基準不適合））

 : 拡散防止管理区域（トリクロエチレン（土壤溶出量基準不適合））



調査対象地

：拡散防止管理区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

中川区富川町 1丁目

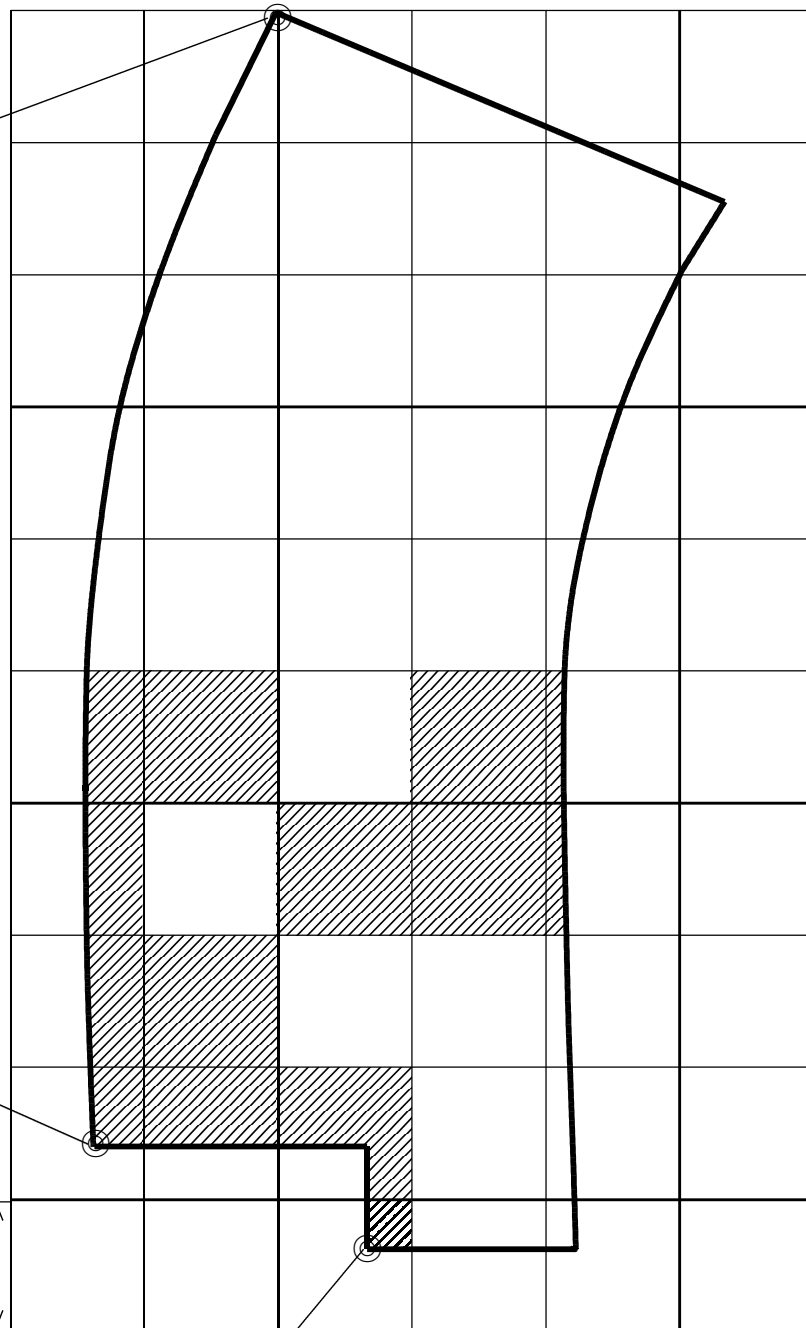


起点 (X : -94550.093、
Y : -26446.412)

X : -94635.287、Y : -26460.464

10m
10m

X : -94643.180、
Y : -26438.563



凡例

 : 調査対象地

 : 形質変更時届出管理区域 (鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))

名古屋市告示第 432号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
トータルレモテク リニック	名古屋市東区新出来二丁目 4番18号	令和 3年 6月 1日
柳原みんなの診療 所	名古屋市北区柳原一丁目18番 8号	令和 3年 4月 1日
なごやG Lクリニ ック	名古屋市中区錦三丁目 5番14号	令和 3年 4月 1日
てしがわらファミ リークリニック	名古屋市昭和区阿由知通 1丁目 3番 地の 4	令和 3年 4月 1日
野崎医院	名古屋市中川区昭和橋通 6丁目45番 地	令和 3年 5月 1日

みなみ内科・外科 クリニック	名古屋市南区忠次一丁目 1番 6号	令和 3年 5月 1日
あさだ医院	名古屋市南区芝町41番地	令和 3年 4月 1日
あすか皮フ科クリ ニック	名古屋市緑区元徳重二丁目 105番地	令和 3年 4月 1日
名古屋天白クリニ ック	名古屋市天白区中坪町 193番地の 1	令和 3年 6月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
かくた歯科医院	名古屋市千種区観月町 2丁目64番地 の 1	令和 3年 5月17日
丹羽歯科医院	名古屋市北区辻町 5丁目19番地	令和 3年 4月 1日
みさとデンタルク リニック	名古屋市中区新栄三丁目22番25号	令和 3年 5月19日
坂井歯科医院	名古屋市昭和区隼人町 6番地の 6	令和 3年 4月 1日
たつきファミリー 歯科	名古屋市港区正保町 3丁目58番地	令和 3年 3月12日
あいせい紀年病院	名古屋市南区曾池町 4丁目28番地	令和 3年 5月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

サンドラッグいり なか薬局	名古屋市昭和区滝川町24番地	令和 3年 5月 8日
みやざき薬局	名古屋市昭和区前山町 1丁目 2番地	令和 3年 5月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ソフィア訪問看護 ステーション名北	名古屋市北区西味鉦一丁目 412番地	令和 3年 5月 1日
訪問看護ステーシ ョンたいむ	名古屋市守山区町北11番59号	令和 3年 4月 1日
エイトカラーズ訪 問看護ステーショ ン	名古屋市天白区平針三丁目2211番地	令和 3年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 433号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人小栗会清水口脳神経クリニック
	新	医療法人社団小栗会清水口脳神経クリニック
所 在 地	名古屋市東区白壁二丁目 6番20号	
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日	

医 療 機 関 名	旧	医療法人なごやか浩隆会なごやかこどもクリニ ック
	新	医療法人なごやか浩隆会なごやかこども成長ク リニック
所 在 地	名古屋市北区平安二丁目 1番14号	
変 更 年 月 日	令和 3年 6月 1日	

医 療 機 関 名	H I M E C L I N I C	
所 在 地	旧	名古屋市中区錦三丁目15番15号
	新	名古屋市中区錦三丁目21番18号
変 更 年 月 日	令和 3年 5月21日	

医 療 機 関 名	田中医院	
所 在 地	旧	名古屋守山区町南13番19号
	新	名古屋守山区町南12番18号
変 更 年 月 日	令和 3年 5月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	旧	おとうばし薬局
	新	おだいじに薬局尾頭橋店
所 在 地	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 5番22号	
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 434号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
てしがわらファミ リークリニック	名古屋市昭和区阿由知通 1丁目 3番 地の 4	令和 3年 4月 1日
あさだ医院	名古屋市南区芝町41番地	令和 3年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
丹羽歯科医院	名古屋市北区辻町 5丁目19番地	令和 3年 4月 1日

坂井歯科医院	名古屋市昭和区隼人町 6番地の 6	令和 3年 4月 1日
たつきファミリー 歯科	名古屋市港区正保町 3丁目58番地	令和 3年 3月12日
柴田歯科医院	名古屋市港区名港二丁目11番 6号	令和 3年 5月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
キョーワ薬局中村 店	名古屋市中村区西米野町 1丁目94番 地の 2	令和 3年 6月 1日
ファミリア調剤薬 局白川公園店	名古屋市中区栄三丁目11番20号	令和 3年 5月 1日
ファミリア調剤薬 局大須店	名古屋市中区大須二丁目27番25号	令和 3年 5月 1日
キョーワ薬局桜本 町店	名古屋市南区鳥栖一丁目15番34号	令和 3年 6月 1日
キョーワ薬局小幡 店	名古屋市守山区小幡三丁目22番33号	令和 3年 6月 1日
キョーワ薬局守山 店	名古屋市守山区小幡中二丁目10番15 号	令和 3年 6月 1日
アイランド薬局小 幡店	名古屋市守山区小幡三丁目 7番27号	令和 3年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 435号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
なごや訪問クリニック	名古屋市東区芳野三丁目 6番 4号	令和 3年 5月 1日

2 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション ラ フェリーチェ	名古屋市緑区ほら貝一丁目98番地	令和 3年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 436号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	朝日医院	
所 在 地	旧	名古屋市中川区尾頭橋三丁目16番 6号
	新	名古屋市中川区尾頭橋三丁目14番20号
変 更 年 月 日	令和 3年 5月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 437号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
野崎医院	名古屋市中川区昭和橋通 6丁目45番地	令和 3年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 438号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋北区 施術所	名古屋市北区大曾根三丁目17番16号	令和 3年 5月 1日
平松 則親		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

山原鍼灸接骨院	名古屋市天白区大根町48番地	令和 3年 5月 1日
山原 廣子		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッサージ名古屋北区 施術所	名古屋市北区大曾根三丁目17番16号	令和 3年 5月 1日
平松 則親		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
山原鍼灸接骨院	名古屋市天白区大根町48番地	令和 3年 5月 1日
山原 廣子		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 439号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	中道 健司
施 術 所 名	旧 KE i ROW昭和区東ステーション
	新 株式会社ケアプラス名古屋営業所
所 在 地	旧 名古屋市昭和区長戸町 6丁目24番地
	新 名古屋市中村区並木二丁目 318番地の 2
変 更 年 月 日	令和元年10月12日

2 はり・きゅう

施 術 者 名	中道 健司
施 術 所 名	旧 KE i ROW昭和区東ステーション
	新 株式会社ケアプラス名古屋営業所

所在地	旧	名古屋市昭和区長戸町 6丁目24番地
	新	名古屋市中村区並木二丁目 318番地の 2
変更年月日	令和元年10月12日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市教育委員会告示第14号

教育委員会臨時会の開催について

令和3年8月26日午後4時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和3年8月18日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

教職員人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年 8月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 3年 8月20日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第53号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第54号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第55号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第56号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第57号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

令和３年度障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告

障害者を対象とした名古屋市職員採用選考を次のとおり実施します。

令和３年８月17日

名古屋市人事委員会委員長 西部 啓一



令和3年度

障害者を対象とした名古屋市職員採用選考案内

令和3年8月17日

名古屋市人事委員会

【申込方法及び期間】※申込方法は5～6ページ参照

- インターネット申込 8月19日(木)から9月6日(月)までの本登録完了分有効
- 郵送申込 8月19日(木)から9月6日(月)までの消印有効

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき障害者の方を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

TOPIC

- ▶ 【行政一般】の名称を【行政A】に変更します。(試験内容は変わりません。)

注意事項

- ▶ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
行政A	10名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画など
学校事務	若干名	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）

- (注) 1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。
- 2 本選考で採用された方は、簡易な事務補助などではなく、他の採用試験で採用された職員と同様の業務に従事します。（勤務時間は、1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。）

<申込及び問合先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L: 052-972-3308

F A X: 052-972-4182

M a i l: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



2 受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 昭和51年（1976年）4月2日から平成16年（2004年）4月1日までに生まれた方

(2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方

なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要です。

ア 身体障害者手帳

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等）

ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

エ 精神障害者保健福祉手帳

※ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(3) 次のいずれにも該当しない方（いずれかに該当する場合、本市職員になることはできません。）

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(4) 本市職員ではない方

本市職員である人は受験できません。ただし、上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験できます。

3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイトといいます。)を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	8月19日(木)～9月6日(月) ※電子申請サービスから申込みの場合は、必ず本登録まで完了させてください。(詳細は5ページ参照)
受験票発送	9月29日(水)
受験教室のお知らせ	10月15日(金) 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験	10月17日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時15分頃 試験当日は、障害者手帳等(2(2)の受験資格を証明するもの)をお持ちください。(※必ず、 <u>原本をお持ちください。</u>) ・第1次試験会場は、中土木事務所ビル職員研修室又は市内の大学を予定しており、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、4ページをご覧ください。 <u>なお、第3次試験である作文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	10月26日(火)
第2次試験(面接試験①)	11月6日(土)
第2次試験合格者発表	11月18日(木)
第3次試験(面接試験②)	11月27日(土)
最終合格者発表	12月8日(水)

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎8階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料(第1次試験合格者通知を除く)については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で11月1日(月)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

イ 第2次試験合格者発表及び最終合格者発表

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で11月24日(水)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

<面接の日程について>

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験の方法等

(1) 合格者の決定方法

<第2次試験合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験における面接試験①が一定水準に達しない場合は、不合格となります。

<最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験から第3次試験までの全ての得点を合計して決定します。
- ・ 第3次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点はいりません。
- ・ 受験しなかった科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文又は点字印刷文による出題です。
- ・ 活字印刷文の場合、問題冊子の活字の大きさは、およそ **13 ポイント(この大きさ)**程度です。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (85分)	公務員として必要な一般的知識及び一般的知能をみる試験（択一式） ＜25 問全問必須解答＞ 【出題分野】 知識分野（社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》、人文科学、自然科学） 知能分野（文章理解、判断推理等）	200点
第2次試験	面接試験①	個別面接を行います。	300点
第3次試験	作文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験を行います。 ※試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第3次試験で行います。	200点
	面接試験②	個別面接を行います。	300点

(注)1 点字による受験の場合は、試験時間が異なります。

(注)2 面接試験では、就労支援機関等の職員の同席を認めます。詳細は、第1次試験合格者通知でお知らせします。

5 試験時に必要な個別の配慮の希望について

手話通訳、点字による受験又は拡大鏡、補聴器若しくは日常生活用具等の使用など、試験会場で配慮を希望する方は、必ず申込手続き時に必要事項を記入してください。(9ページの「記入要領」⑨参照)

原則として日常生活用具の使用は、名古屋市重度障害者（児）日常生活用具給付要綱で日常生活用具として給付の対象となっている用具を、当該用具給付対象者となる「障害及び程度」に該当する方が使用する場合に限ります。

また、身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている方に限り、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを使用することができます。音声パソコンの使用を希望される場合は、必ず申込手続き時に必要事項を記入してください。詳細については、人事委員会事務局任用課(電話052-972-3308)までご連絡ください。

なお、点字器、拡大鏡、補聴器、音声パソコン又は日常生活用具等を使用する場合は、試験当日、各自お持ちいただくことになります。

6 申込手続

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用選考は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

(1) インターネットによる申込

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「令和3年度名古屋市職員採用選考（障害者を対象とした採用選考）を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	8月19日（木）から9月6日（月）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 8/19～ 9/6	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 9/29～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	9月29日（水）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 10月1日（金）までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。
第1次 試験 10/17	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

(2) 郵送による申込(速達郵便を推奨します。) ※ 郵送申込(定形外の速達)には通常 410 円必要です。

提出書類	9ページの「記入要領」に従い、次の2点を整えてください。 ① 受験申込書（本案内にはさみこんである指定の用紙又は市ウェブサイトからプリントアウトした指定の用紙） ② 84円分の切手（受験票、写真票兼承諾書を郵送する際の送料）を受験申込書にクリップで留めてください。
提出期間	8月19日（木）から9月6日（月）までの消印のあるものが有効です。 ・ 書類の記入内容等に不備がある場合は受理できませんので、確実に9ページの「記入要領」に従って、期限に余裕をもって申し込んでください。
送付方法	・ 提出書類を角形2号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ・ 封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 【送付先】〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課（住所記入不要）
受験票等交付手順	① 9月29日（水）以降に受験票、写真票兼承諾書を郵送します。 ② 10月1日（金）までに届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。 ③ 写真票兼承諾書は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名し、試験当日に受験票とともに持ちください。

7 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方は至急、人事委員会事務局任用課(電話 052-972-3308)までご連絡ください。なお、申込後の試験区分の変更は、一切できません。

8 合格から採用まで

- (1) この選考の合格者は、原則として令和4年4月に採用されます。
- (2) この選考の合格者の給与等の基準は、高校卒として採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用選考の受験を無効とします。
- (4) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

9 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

10 主な勤務条件

(令和3年4月1日現在)

(人事給与制度等の改正により変わる場合があります。)

(1) 初任給の例

採用時の年齢 及び職務経験年数		18 歳 高校新規卒業	25 歳 職務経験 5 年	35 歳 職務経験15年	45 歳 職務経験25年
初任給例	行政A	170,660 円	212,175 円	242,995 円	267,605 円
	学校事務				

(注) 上表の初任給例は、高校卒業後の新卒の場合並びに学校卒業後の経歴及び職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。ただし、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1 日あたり 7 時間45分、1 週あたり38時間45分です。週休日は週に 2 日です。

11 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo) により、

当日午前7時以降にご確認ください。



試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。

12 過去の実施結果

令和元年度までは、身体障害者を対象とした採用選考です。

実施年度	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
令和2年度	154	12	12.8
令和元年度	51	18	2.8
平成30年度	54	17	3.2

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 受験申込や受験にあたっての注意事項等

この採用選考を実施するにあたり、「名古屋市職員採用試験受験申込み及び受験並びに採用試験の施行に関する告示」の規程を準用します。申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

(3) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験会場予定地

ア 第1次試験会場

中土木事務所ビル職員研修室又は市内の大学を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

イ 第2次試験及び第3次試験会場

中土木事務所ビル職員研修室又は名古屋市教育館を予定しています。受験会場は第1次試験合格者通知及び第2次試験合格者通知でお知らせしますので、必ず各自で通知を確認してください。

- 試験会場への来場は、できる限り公共交通機関を利用してください。なお、自家用車等での来場の際は各自で駐車場を用意してください。
- 試験会場内の下見はできません。
- 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

令和3年度 障害者を対象とした名古屋市職員採用選考 受験申込書 記入要領

- ※印欄以外の欄を、もれなく正確に記入してください。
- 記入は黒のインクかボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。
- かい書で、略字を使用せず、丁寧に記入してください。数字は算用数字を使用してください。
- 書き損じた場合は、二重線で抹消して余白に記入するなど、わかりやすく訂正してください。
- 記入事項について虚偽・不正があった場合には、この採用選考の受験を無効とします。

① 受験番号	・ 記入しないでください。
② 試験区分	・ 申し込む試験区分にチェックしてください。
③ 氏名	・ 略字は用いず、丁寧にかい書で記入してください。フリガナも記入してください。
④ 生年月日	・ 生年月日を記入してください。
⑤ 住所(送付先)	・ 試験結果等の通知を送付するあて先を都道府県名、マンション等の建物名・部屋番号も含めて記入してください。
⑥ 連絡先	・ 平日の昼間に確実に連絡のとれる電話番号（原則、本人の携帯電話。その他、勤務先、家族・友人等の伝言を依頼できるところを含む。）を、確実に連絡のとれる順に2つ記入してください。 ・ 【 】内には、電話の持ち主を記入してください。
⑦ 手帳等記載事項	・ 交付機関名、交付年月日等を手帳等の記載どおりに記入してください。
⑧ 試験成績の通知	・ 不合格者は試験成績の通知を受けることができます。通知を希望する場合はチェックしてください。
⑨ 筆記・面接 試験における配慮	・ 申込書の記載に従ってすべての質問項目について、該当する箇所にチェックし、必要事項を記入してください。 ・ 日常生活用具として給付の対象となっている用具については、「ウェルネットなごや」に掲載されている障害者福祉のしおり（在宅サービス：日常生活用具の給付）でご確認ください。 (https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/zaitaku/nichijyohin.html) ・ 事前に連絡がとれないと配慮ができない場合があります。電話で連絡がとりにくい方は、電子メールアドレスを記入してください。
記載内容の確認	・ 記入事項をすべて確認のうえ、氏名を書いてください。確認月日も忘れずに記入してください。

＜情報コーナー＞

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。
ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

令和3年度 障害者を対象とした名古屋市職員採用選考 受験申込書				
①受験番号	※	②試験区分	☐ 行政A ☐ 学校事務 申し込む試験区分にチェックをしてください。 申し込める試験区分は、いずれか一区分です。	
(フリガナ) ③氏名			④生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日
⑤住所 (送付先)	〒 ー ー			
⑥連絡先	(1) 電話番号 (ー ー) 連絡先名【 】 (2) 電話番号 (ー ー) 連絡先名【 】			
⑦手帳等記載事項 (所持している手帳等について記載してください)				
身体障害者手帳	交付機関名	交付年月日		交付番号
	都・道・府 県・市	年 月 日 (再交付 年 月 日)		第 号
	障害名 (手帳の記載事項をそのまますべて書いてください)			等級
				級
	再認定年月日 (記載がある場合のみ)			
	年 月 日			
療育手帳等	※児童相談所等が発行した知的障害の判定書をお持ちの方は、下記の枠内に記入してください。			
	交付 (判定) 機関名	交付 (判定) 年月日		交付番号 (手帳のみ)
		年 月 日 (再交付 年 月 日)		第 号
	障害の程度 (総合判定)	次の判定年月 (記載がある場合のみ)		
		年 月		
精神障害者保健福祉手帳	交付機関名	交付年月日		手帳番号
	都・道・府 県・市	年 月 日 (再交付 年 月 日)		第 号
	障害等級	有効期限		
	級	年 月 日		

⑧試験成績の通知			
不合格となった場合、試験成績の通知を希望する方は右欄にチェックしてください。			☐ 希望する
⑨筆記・面接試験における配慮			
※試験準備のために必要となりますので、必ずすべての質問項目について、該当する箇所にチェックし、必要事項を記入してください。	筆談	☐ 希望する	☐ 希望しない
	手話通訳	☐ 希望する	☐ 希望しない
	試験問題文（活字印刷）の拡大	☐ 希望する	☐ 希望しない
	マークシート以外（丸付け答案用紙）での解答	☐ 希望する	☐ 希望しない
	点字受験	☐ 希望する	☐ 希望しない
	音声パソコン ※身体障害者（視覚障害）の方のみ	☐ 希望する	☐ 希望しない
	補装具等	☐ 使用する ↳ ☐ 車椅子 ☐ 杖 ☐ 文鎮 ☐ 拡大鏡（ルーペ） ☐ 補聴器 ☐ その他（ ）	
	その他、試験会場での配慮を希望する方は、具体的に記入してください。		
試験の準備のための連絡を取る際に、障害のため、電話ではなくメールでの連絡を希望しますか。希望する方は、メールアドレスを記入してください。 ☐ 希望する ☐ 希望しない ↳ メールアドレス（ @ ）			

私は、令和3年度障害者を対象とした名古屋市職員採用選考を受験したいので、選考案内の記載事項をすべて了承の上、申し込みます。

私は、選考案内に掲げてある受験資格をすべて満たしており、この申込書のすべての記入事項は事実と相違ありません。

受験資格を満たさない又は満たさなくなった場合、合格又は採用の取消及び無効、その他いかなる処分等を受けることに、異議ありません。

令和3年 月 日 氏名 _____

※代筆可（代筆者氏名） _____

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 8月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

m o z o ワンダーシティ

名古屋市西区二方町40番 5 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	テクタイト(株)	代表取締役 松本 能和	東京都港区 三田一丁目 4番28号	—	—	—	平成 31年 4月 28日
2	カメラのア マノ(株)	代表取締役 天野 信二	名古屋市東 区葵一丁目 3番15号	—	—	—	令和 2年 9月 22日
3	(株)ジャパン イマジネー ション	代表取締役 木村 達央	東京都新宿 区信濃町 3 番地 1	—	—	—	令和 3年 1月 26日
4	(株)メンズ・ ビギ	代表取締役 高橋 誠一	東京都渋谷 区南平台町 17番12号	—	—	—	令和 3年 1月 26日

5	ル・クルーゼ ジャパン (株)	代表取締役 クリスチャ ン・トーマ	東京都港区 麻布台二丁 目 2番 9号	—	—	—	令和 3年 1月 31日
6	(株)ベベ	代表取締役 小東 政章	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 2号	—	—	—	令和 3年 1月 31日
7	(株)リンクイ ット	代表取締役 森 健太郎	福岡市博多 区山王一丁 目 2番30号	—	—	—	令和 3年 1月 31日
8	(株)バンダイ	代表取締役 川口 勝	東京都台東 区駒形一丁 目 4番 8号	—	—	—	令和 3年 2月 15日
9	(株)プロジェ クトファイ ブ	代表取締役 太田 貞利	愛知県岡崎 市東明大寺 町15番地 7	—	—	—	令和 3年 2月 15日
10	(株)バリュー プランニン グ	代表取締役 井元 憲生	神戸市中央 区坂口通七 丁目 2番17 号	—	—	—	令和 3年 2月 21日
11	(株)スタイル フォース	代表取締役 長元 明	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	—	—	—	令和 3年 2月 28日
12	タビオ(株)	代表取締役 越智 勝寛	大阪市浪速 区難波中二 丁目10番70 号	—	—	—	令和 3年 2月 28日
13	—	—	—	ニューエラ ジャパン合 同会社	職務執行者 マシュー・ リーブス	東京都目黒 区上目黒二 丁目 1番 1 号	令和 3年 2月 10日
14	—	—	—	(株)浜乙女	代表取締役 服部 義博	名古屋市中 村区名駅四 丁目16番26 号	令和 3年 3月 1日
15	—	—	—	リーバイ・ ストラウス ジャパン(株)	代表取締役 パスカル・ センコフ	東京都渋谷 区神宮前六 丁目16番12 号	令和 3年 3月 1日
16	—	—	—	(株)玉屋	代表取締役 竹田 篤史	大阪市中央 区難波一丁 目 8番 1号	令和 3年 3月 5日

17	—	—	—	(株)スタイル	代表取締役 清水 法広	埼玉県八潮 市中央 3丁 目24番 9号	令和 3年 4月 23日
18	—	—	—	合同会社P VHジャパ ン	職務執行者 アレキサン ダー・トー マス・チュ ー	東京都千代 田区内幸町 1番 6号	令和 3年 4月 28日
19	—	—	—	(株)ロイヤル	代表取締役 中根 智大	名古屋市中 区栄三丁目 31番 6号	令和 3年 4月 29日
20	イオンリテ ール(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	変更なし	代表取締役 井出 武美	変更なし	平成 31年 3月 1日
21	(株)ライトオ ン	代表取締役 川崎 純平	茨城県つく ば市小野崎 260番地 1	変更なし	代表取締役 藤原 祐介	変更なし	令和 2年 3月 13日
22	(株)リーガル ユーポレー ション	代表取締役 岩崎 幸次 郎	千葉県浦安 市日の出二 丁目 1番 8 号	変更なし	代表取締役 武川 雄二	変更なし	令和 2年 4月 1日
23	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	岡山市北区 幸町 2番 8 号	変更なし	代表取締役 立花 隆央	変更なし	令和 2年 5月 13日
24	イオンペッ ト(株)	代表取締役 辻 晴芳	千葉県市川 市南八幡四 丁目17番 8 号	変更なし	代表取締役 米津 一郎	変更なし	令和 2年 5月 21日
25	(株)山文	代表取締役 奥村 明夫	名古屋市熱 田区伝馬三 丁目 2番18 号	変更なし	代表取締役 奥村 幸由	変更なし	令和 2年 10月 5日
26	(株)グラニフ	代表取締役 新田 寛之	東京都渋谷 区渋谷一丁 目 7番 7号	変更なし	代表取締役 村田 昭彦	変更なし	令和 2年 10月 8日
27	(株)ナイスク ラップ	代表取締役 小路 順一	東京都渋谷 区神宮前六 丁目27番 8 号	変更なし	代表取締役 井上 隆太	変更なし	令和 2年 11月 2日
28	(株)ザ・クロ ックハウス	代表取締役 大野 禄太 郎	東京都中央 区京橋一丁 目11番 2	変更なし	代表取締役 平野 信之	変更なし	令和 3年 2月 15日

29	(株)ファイブ フォックス	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目60番 地 7号	変更なし	変更なし	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目13番 12号	令和 2年 12月 24日
30	(株)サンリオ	代表取締役 辻 信太郎	東京都大崎 一丁目 6番 1号	変更なし	代表取締役 辻 明邦	東京都品川 区大崎一丁 目 6番 1号	令和 2年 7月 1日
31	(株)オンワー ド檜山	代表取締役 大澤 道雄	名古屋市中 村区名駅南 四丁目11番 31号	変更なし	代表取締役 長谷川 恒 則	東京都中央 区日本橋三 丁目10番53 号	令和 2年 3月 2日
32	(株)ザラ・ジ ャパン	代表取締役 ペッターソ ン万里	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号	(株)I X Yジ ャパン	変更なし	変更なし	令和 2年 11月 2日
33	(株)ザラホー ム・ジャパ ン	代表取締役 ペッターソ ン万里	東京都渋谷 区恵比寿西 一丁目10番 11号				
34	(株)寿屋	代表取締役 奥村 茂雄	愛知県尾張 旭市南本 地ヶ原町三丁 目 110番地	(株)フラン	変更なし	変更なし	令和 3年 4月 1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo.12までの小売業者については、退店のため
- (2) No.13からNo.19までの小売業者については、入店のため
- (3) No.20からNo.28までの小売業者については、代表者変更のため
- (4) No.29の小売業者については、住所変更のため
- (5) No.30の小売業者については、代表者変更及び住所誤記修正のため
- (6) No.31の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (7) No.32からNo.34までの小売業者については、名称変更のため

5 届出の日

令和 3年 7月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 8月20日から同年12月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年12月20日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課